

登別市庁舎等電話設備更新業務委託仕様書

1 委託等名

登別市庁舎等電話設備更新業務委託

2 事業目的

本事業は、現庁舎及び近隣市有地に移転する予定の登別市役所本庁舎において、庁内の通信環境を最適化し、庁内ネットワークの無線化、クラウド利用の促進により業務の効率化を図り、これにより市民サービスを向上させることを目的とする。

3 履行期間

(1) 業務期間

契約締結日から令和13年9月30日まで

(2) 業務内容の期間区分

本業務は、次の各期間に区分して実施するものとする。

① 構築・移行期間

契約締結日から令和8年9月30日まで

② サービス提供期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日まで

4 履行場所

北海道登別市中央町6丁目11番地 登別市役所本庁舎外

北海道登別市千歳町3丁目1番地5 登別市役所新庁舎外

5 事業費上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

年度	業務項目	提案上限額
令和8年度	クラウドPBX構築に係る 初期費用	1,452,000円
	上記以外	13,198,000円
令和9年度		24,957,000円
令和10年度		24,957,000円
令和11年度		24,957,000円
令和12年度		24,957,000円
令和13年度		12,479,000円
	計	126,957,000円

6 機能要件

(1) 電話交換機（PBX）

① クラウド型とする

なお、クラウド型として以下の要件が提供できること。

- ・クラウド型PBXは日本国内にデータセンターを有し、国内法規を遵守するサービスであること。
- ・クラウド型PBXの装置側は、冗長化措置がされていること
- ・クラウド型PBXの問い合わせカスタマーセンターを有していること。
- ・24時間365日故障受付体制があること。

② 現行PBX装置からクラウド型PBXに移行できること。

③ 職員用スマートフォン同士の内線通話及び職員用スマートフォンから外線（0ABJ 番号）の発着信ができること。

④ 職員用スマートフォンの通話を、他の職員用スマートフォンに何度でも転送できること。

⑤ 職員用スマートフォンの内線通話において、安定した音声品質及び円滑な通話環境を確保できる構成とし、実現方式は限定しないが、通信キャリアが提供するFMCサービスの活用を含め、最適な構成について具体的に提案すること。

- ⑥ 職員用スマートフォン端末からの発信時に、当該端末の番号または当該端末が紐付けられている外線番号を選択して発信ができ、かつ相手方にその番号が表示されること。
- ⑦ 複数端末で代理応答グループを組めること。
- ⑧ 着信時には事前に設定した職員用スマートフォンが一斉に鳴動可能であること。
- ⑨ 職員用スマートフォンの内線番号の設定が容易であること。
- ⑩ 既存電話番号の引き継ぎが可能であること。
- ⑪ 閉庁時間中の外線着信については、あらかじめ設定した時間帯に基づき自動で夜間モードへ切り替わる機能を有すること。
また、必要に応じて、管理者により任意に手動で夜間モードへの切替及び解除が可能であること。
- ⑫ ライセンスの数に応じて同時通話可能数を変更できること。
- ⑬ 着信時に、通話開始前に録音に関する案内メッセージを自動再生できる機能を有すること。また、通話内容の録音機能を有することが望ましい。
なお、案内メッセージの内容は任意に編集・変更できること。
- ⑭ 内線通話の取り次ぎは、スマートフォン端末に搭載された電話帳機能等から容易に操作できること。

(2) 職員用スマートフォン

① 契約・通信プラン

- ・職員用スマートフォンからの通話及びデータ通信は、国内において4G又は5Gでの接続ができること。
- ・事業者側でSIMカード及び通信プラン（データ通信容量○GB/月以上、音声通話かけ放題/○分かけ放題等）を一括して提案すること。キャリア、プラン内容、費用を明記すること。
- ・スマートフォンについてはWi-Fi利用可能かつテザリングオプションを付帯するものとする。

② 端末仕様

- ・台数：インターネット通信ができるデータ通信機能を有する同一機種400台（充電器を含む。）とすること。

- ・OS：Android 16又はiOS 26以上のOSがインストールされていること。
- ・カメラ性能：以下の要件を満たすこと。
 - ア メイン（背面）カメラの有効画素数は1,200万画素以上であること。
 - イ QRコードの読み取りがスムーズにできるオートフォーカス機能を備えていること。
 - ウ 文書の撮影や資料の共有を想定し、LEDフラッシュを備えること。
- ・耐久性・防水防塵性能：以下の要件を満たすこと。
 - ア 防水・防塵性能はIP68相当以上であること（JIS C 0920 準拠）。
 - イ 米国国防総省の調達基準であるMIL-STD-810H（落下・振動・高温等）のいずれかのテストをクリアしている端末であることが望ましい。
 - ウ 落下耐性を考慮し、強化ガラスディスプレイを備えた端末であることが望ましい。
- ・セキュリティ機能：生体認証又は暗証番号等を利用したロック等のセキュリティ機能を有すること。
- ・災害時における優先的な通信を確保するため、災害時優先電話の契約に対応した端末であること。また、契約手続きは当市が指定する回線で行うこと。
- ・端末には以下の付属品を標準装備として予め装着していること。
 - ア 端末に適合した専用ケース（耐衝撃性を考慮したもの）
 - イ 画面保護フィルム（貼付済みで納品すること）
- ・職員用スマートフォン導入にあたり機器管理のためのMDM（Mobile・Device・Management）サービスを導入し、MDMサービスに係る構築費用を含むこと。
- ・割賦でのスマホ取得を行う際は、予備機を用意すること。

③ 保守

- ・クラウドPBXに接続する機能（アプリ）、初期導入時点の内線電話番号等のプリインストール、設定等、PBX端末として必要なキッティング作業を全端末に実施することが望ましい。

- ・補償の際は、求償回数に制限なく、本体の求償費用が別途発生しない補償オプションにすることが望ましい。
- ・補償の際は、同等品以上の機種を故障機の返却よりも先に納品することとし、代替品については、予め設定した本市仕様に基づくキッティングを施すこととする。
- ・発注者の依頼により電波状況の調査を実施し、かつ、調査の結果、電波状況が不安定であることが判明した場合、電波状況の改善を図ること。

(3) 災害時

- ① 災害時における通信サービス確保にむけた対策として、衛生電話サービスや基地局基盤強化を行っていることが望ましい。
- ② 災害時、災害復旧にあたる体制を構築すること。また、迅速な復旧体制をとるために北海道内に移動基地局車、移動電源車を所有し、本市に派遣可能であることが望ましい。

(4) その他

- ① 導入作業等
 - ・機器などの搬入がある場合は、受注者の負担により開庁日に実施すること。
 - ・搬入場所及び搬入日については別途協議すること。
 - ・梱包や運送のための段ボール等は、受注者が撤去すること。
- ② 動作確認及びテスト
 - ・動作確認やテストは事前に協議し、確認結果やテスト結果は発注者の承認を得ること。
- ③ 運用マニュアル及び手順書
 - ・本システムの運用に必要な操作マニュアルについて、管理者向けと利用者向けの2種類作成し、提出すること。